○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

滋賀県大津市葛川坊村町字川西二三一の二地先、二三二の一地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

峠川左支渓一

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区山本五丁目五五番二四地内四等三角点亀岡を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二五〇度〇分六秒　八九〇・一七五メートルの地点　一号

標柱一号から二三七度四九分二三秒　一四・五〇六メートルの地点　二号

標柱二号から二九五度三九分五四秒　二四・一一六メートルの地点　三号

標柱三号から三〇二度一分〇秒　一三・五五四メートルの地点　四号

標柱四号から二七四度三九分四六秒　二三・一八八メートルの地点　五号

標柱五号から三〇〇度三五分三六秒　一一・〇五八メートルの地点　六号

標柱六号から三一六度三六分三〇秒　三五・二九六メートルの地点　七号

標柱七号から三〇七度一分一七秒　二六・七五六メートルの地点　八号

標柱八号から三一度三六分五七秒　二二・五九九メートルの地点　九号

標柱九号から八度四七分七秒　一〇・三五一メートルの地点　十号

標柱十号から九八度八分五二秒　五・九二〇メートルの地点　十一号

標柱十一号から一三〇度三七分一秒　三七・二四九メートルの地点　十二号

標柱十二号から一一四度一八分一三秒　一六・二三〇メートルの地点　十三号

標柱十三号から一二五度〇分三五秒　三〇・三二二メートルの地点　十四号

標柱十四号から七六度二八分五三秒　二三・二五〇メートルの地点　十五号

標柱十五号から二九度五一分二七秒　一六・二二〇メートルの地点　十六号

標柱十六号から七四度五三分五三秒　三二・九四四メートルの地点　十七号

標柱十七号から一二三度五四分〇秒　九・三九一メートルの地点　十八号

標柱十八号から一八〇度三四分四一秒　一五・七六〇メートルの地点　十九号

標柱十九号から一一四度四四分五二秒　三五・二六八メートルの地点　二十号

標柱二十号から二二一度一七分五一秒　一二・九九八メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から二八四度三三分一秒　五・二一八メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から二四〇度四八分一七秒　二四・三一四メートルの地点　二十三号

○国土交通省告示第五百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

峠川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区山本五丁目五五番二四地内四等三角点亀岡を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三百六十五号で指定した峠川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二四九度一四分二〇秒　五七一・二二四メートルの地点　一号

標柱一号から一七八度二三分二二秒　八〇・五二一メートルの地点　二号

標柱二号から二一八度三二分三四秒　二六・一四四メートルの地点　三号

標柱三号から一四〇度五分二九秒　一二・一一一メートルの地点　四号

標柱四号から一六九度四三分三二秒　二〇・六四三メートルの地点　五号

標柱五号から二三〇度二〇分一四秒　八・〇七三メートルの地点　六号

標柱六号から二五八度三三分〇秒　四一・四七三メートルの地点　七号

標柱七号から二三六度〇分五秒　五六・二五八メートルの地点　八号

標柱八号から二五九度七分九秒　三一・八〇一メートルの地点　九号

標柱九号から二九一度三五分二二秒　二四・二五六メートルの地点　十号

標柱十号から二五八度五五分九秒　一三・〇九六メートルの地点　十一号

標柱十一号から三二二度五〇分五秒　一五・三二八メートルの地点　十二号

標柱十二号から二四三度五分一七秒　六五・八〇三メートルの地点　十三号

標柱十三号から二七九度五七分一九秒　一四・九二四メートルの地点　十四号

標柱十四号から四八度九分二二秒　七八・八九六メートルの地点　十五号

標柱十五号から三二〇度四七分二六秒　一四・六六九メートルの地点　十六号

標柱十六号から三五度三五分一三秒　一一・六〇四メートルの地点　十七号

標柱十七号から三二度二六分四〇秒　一九・四〇六メートルの地点　十八号

標柱十八号から四五度四四分四秒　四・八〇〇メートルの地点　十九号

標柱十九号から八六度一九分二四秒　六・五九七メートルの地点　二十号

標柱二十号から九六度四七分一五秒　一〇・六六七メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から七二度二八分一三秒　二・六八五メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から五五度二三分三三秒　一三・七二〇メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から一一三度四二分一四秒　九・一一二メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から六七度三四分一一秒　一三・七二〇メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から二一度五四分五秒　一二・一一八メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から四〇度一五分三八秒　二九・〇八〇メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から六〇度二六分二四秒　一二・一八八メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から四三度一六分四五秒　一四・七八七メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から一一八度五四分一一秒　一〇・八六四メートルの地点　三十号

標柱三十号から一三五度二六分四九秒　二六・一一四メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から六四度三一分二二秒　二八・〇五三メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から二一度二六分五一秒　六〇・九八七メートルの地点　三十三号

○国土交通省告示第五百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　峠川

広島県広島市安佐南区山本五丁目五五番二四地内四等三角点亀岡を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域